

どこへ納める？あなたの税金 ふるさとと納税がスタート

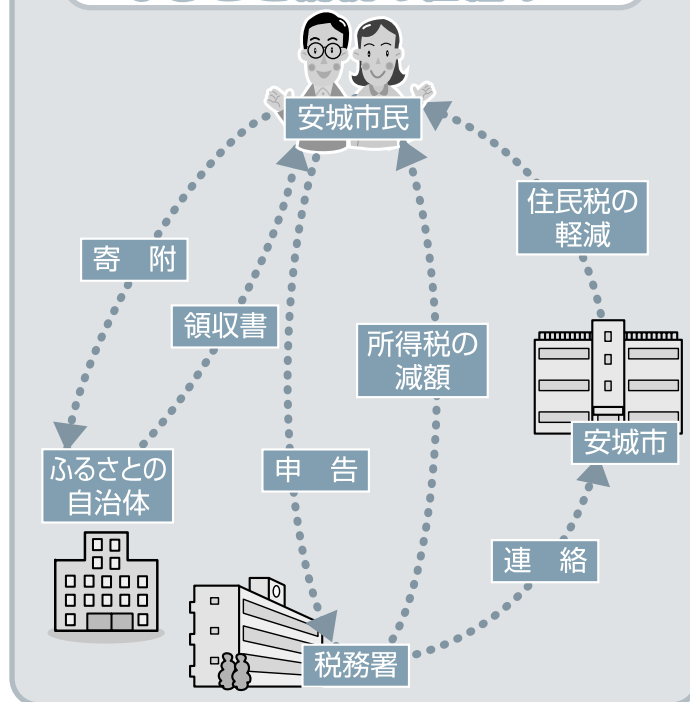
ふるさとに税金を納めたい

「自分が生まれ育ったふるさとに、税金を納めたい」。今年から、そんな思いを生かす制度「ふるさと納税制度」が始まりました。『納税』と呼んでいますが、寄附の一部を税金から控除するという制度です。寄附は、自分の出身都道府県・市区町村に限らず、全国どこの地方公共団体へも可能。例えば「以前旅行で立ち寄った〇〇町をふるさとと納税で応援したい」ということもできるようになりました。

ふるさと納税の寄附金は、主に各自治体が用途を定めて使用します。



ふるさと納税の仕組み1



ふるさと納税の仕組み2

寄附のうち、5000円を超えた部分が控除の対象です。住民税と所得税を合わせて、その全額を控除します。ただし、個人住民税のおおむね1割が限度となります。

給与収入が500万円の夫婦（一方が扶養家族）の場合
所得税率が10%、個人住民税の所得割が22万7500円と仮定

地方公共団体への寄附金額が3万円なら…	
控除の対象額＝2万5000円(A)	
住民税基本控除額(A×10%)＝2500円	所得税の所得控除による減額(A×10%※)＝2500円
住民税特例控除{A×(90－10%※)}＝2万円	
減額の合計(2500円＋2万円＋2500円)＝2万5000円	

地方公共団体への寄附金額が 5 万円なら…	
控除の対象額 = 4 万5000円 (A)	
住民税基本控除額 (A × 10%) = 4500円 住民税特例控除額 {A × (90 - 10%※)} = 3 万6000円 (ただし限度額は 2 万2750円)	所得税の所得控除に よる減額 (A×10%※) = 4500円
減額の合計 (4500円 + 2 万2750円 + 4500円) = 3 万1750円	
※の部分が所得税率	

住民税についての問い合わせ ▶ 市民税課

どこに納める？

皆さんが納めた住民税は、医療や福祉を始めとする住民サービスに欠かせないものです。納税者が税金を納める先を選択できる制度ともいえる「ふるさと納税」。自分の納めた税金がどこで何に使われていくか、この機会に考えてみませんか？

皆さんが納めた税金は、福祉・医療はもちろん市民生活に必要な道路の整備、施設の建設など幅広く使われています。

例えば…

子育て支援



小学校の建設



寄附金についての問い合わせ ▶ 財政課